

長崎労働局発表
令和7年12月19日(金)

長崎労働局

職業安定部職業対策課

課長 田中 信二
地方障害者雇用担当官 西岡 美麻
(電話) 095-801-0042 (内線445)

令和7年「障害者の雇用状況」集計結果を公表します

～県内の民間企業の雇用障害者数は過去最高を更新～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

長崎労働局（局長 倉永 圭介）においては、同法に基づき、雇用義務の対象となる県内の企業・公的機関から毎年6月1日現在の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の雇用状況について報告を求めていますが、このたび、令和7年6月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

【民間企業における雇用状況等】※法定雇用率：2.5%

※対象企業：企業規模40.0人以上の1,167社

- 雇用義務がある県内企業で雇用されている障害者の数は3,961.0人で、前年より125.0人増加し、過去最高を更新。
- 長崎県内の民間企業の障害者実雇用率は2.84%で、前年に比べ0.04ポイント低下。全国の民間企業の障害者実雇用率は2.41%で、当県は全都道府県中5位(昨年4位)。
- 法定雇用率の達成企業割合は58.2%で、前年に比べ0.8ポイント上昇。全国の法定雇用率の達成企業割合は46.0%で、当県は全都道府県中8位(昨年12位)。
- 雇用義務のある県内企業1,167社のうち488社が法定雇用率未達成。長崎労働局及び各ハローワークは、企業への啓発・助言・指導を引き続き推進。

【地方公共団体等における在職状況等】

1. 「県等の機関」（注1）

4機関のうち2機関で法定雇用率を達成した。全体の実雇用率は、2.65%（全国3.03%）で前年に比べ0.45ポイント低下。

（注1）県の機関（長崎県知事部局、交通局、県警察本部）に、特別地方公共団体たる長崎県病院企業団を加えたもの。法定雇用率は2.8%。

2. 「市・町の機関」（注2）

2市1町1教育委員会を除いて法定雇用率を達成した。全体の実雇用率は、2.90%（全国2.69%）で前年に比べ0.05ポイント低下。

（注2）市町、教育委員会。法定雇用率は2.8%。

3. 「県の教育委員会」（注3）

法定雇用率未達成。実雇用率は、1.72%（全国2.31%）で前年に比べ0.44ポイント低下。

（注3）長崎県教育委員会。法定雇用率は2.7%。

4. 「地方独立行政法人等」（注4）

5法人すべて法定雇用率を達成。

雇用されている障害者の数は164.0人（前年114.5人）で、49.5人増加。

全体の実雇用率は、2.94%（全国2.67%）で前年に比べ0.58ポイント上昇。

（注4）国立大学法人長崎大学に、地方独立行政法人（4法人）を加えたもの。法定雇用率は2.8%。

5. 県内の法定雇用率未達成の地方公共団体及び地方独立行政法人等は、前年同様7機関。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数は3,961.0人で、実雇用率は2.84%となった。

民間企業（40.0人以上規模の企業・法定雇用率2.5%）において雇用されている障害者の数は3,961.0人で、前年より125.0人増加した。

このうち身体障害者は2,125.5人（対前年比2.9%増）、知的障害者は1,133.5人（同1.1%減）、精神障害者は702.0人（同12.6%増）となった。

実雇用率は2.84%（前年は2.88%）、法定雇用率達成企業の割合は58.2%（前年は57.4%）であった。

なお、対象企業数は1,167社（前年は1,135社）で、前年より32社増加した。

企業規模別の実雇用率は、500～1,000人未満規模企業が最も高く、3.46%となった。

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で1,084.5人、100～300人未満で1,633.0人、300～500人未満で446.5人、500～1,000人未満で487.0人、1,000人以上で310.0人。
- 実雇用率は、40.0～100人未満規模企業で2.51%、100～300人未満で3.08%、300～500人未満で2.64%、500～1,000人未満で3.46%、1,000人以上で2.53%となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.84%と比較すると100～300人未満及び500～1,000人未満規模企業が上回った。
- 法定雇用率達成企業の割合を前年度と比較すると、40.0人～100人未満、500人～1,000人未満規模企業において前年度を上回った。

産業別の実雇用率は、「医療、福祉」（3.56%）が最も高く、「複合サービス事業」（2.99%）と「生活関連サービス業、娯楽業」（2.95%）が民間企業全体の実雇用率（2.84%）を上回った。

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業」「その他の産業」で前年よりも増加となった。

未達成企業のうち、62.7%が障害者を一人も雇用していない。

法定雇用率未達成企業（488社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業・376社）が法定雇用率未達成企業全体の77.0%となっている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業・306社）は、法定雇用率未達成企業全体の62.7%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

（1）県等の機関（法定雇用率2.8%）

県等の機関に在職している障害者の数は184.5人で、前年より12.0人減少した。

実雇用率は2.65%で、前年（3.10%）を下回った。

県等の機関は4機関中2機関で法定雇用率を達成した。

（2）市町の機関（法定雇用率2.8%）

市町の機関に在職している障害者の数は478.5人で、前年より0.5人増加した。

実雇用率は2.90%で、前年（2.95%）を下回った。

市町の機関は26機関中22機関が達成。

（3）法定雇用率2.7%が適用される教育委員会（法定雇用率2.7%）

法定雇用率2.7%が適用される教育委員会（県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する一定の市町村の教育委員会）に在職している障害者の数は192.5人で、前年より7.5人減少した。実雇用率は1.72%で、前年（2.16%）を下回った。

法定雇用率は未達成。

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は164.0人で、前年より49.5人増加した。実雇用率は2.94%で、前年（2.36%）を上回った。

地方独立行政法人等は5法人中すべての法人が達成。

総括表
令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	139,396.0人 (133,372.0人)	3,961.0人 [3,549人] (3,836.0人)	2.84% (2.88%)	679/1167 (652/1,135)	58.2% (57.4%)

※ [] 内は実人員。 () 内は、令和6年6月1日現在の数値。以下同じ。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県等の機関 (法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県等の機関	6,972.5人 (6,333.0人)	184.5人 [150人] (196.5人)	2.65% (3.10%)	2/4 (4/4)	50.0% (100.0%)

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	16,506.0人 (16,180.5人)	478.5人 [384人] (478.0人)	2.90% (2.95%)	22/26 (23/26)	84.6% (88.5%)

(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会 (法定雇用率2.7%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
教育委員会	11,214.0人 (9,264.5人)	192.5人 [159人] (200.0人)	1.72% (2.16%)	0/1 (0/1)	0.0% (0.0%)

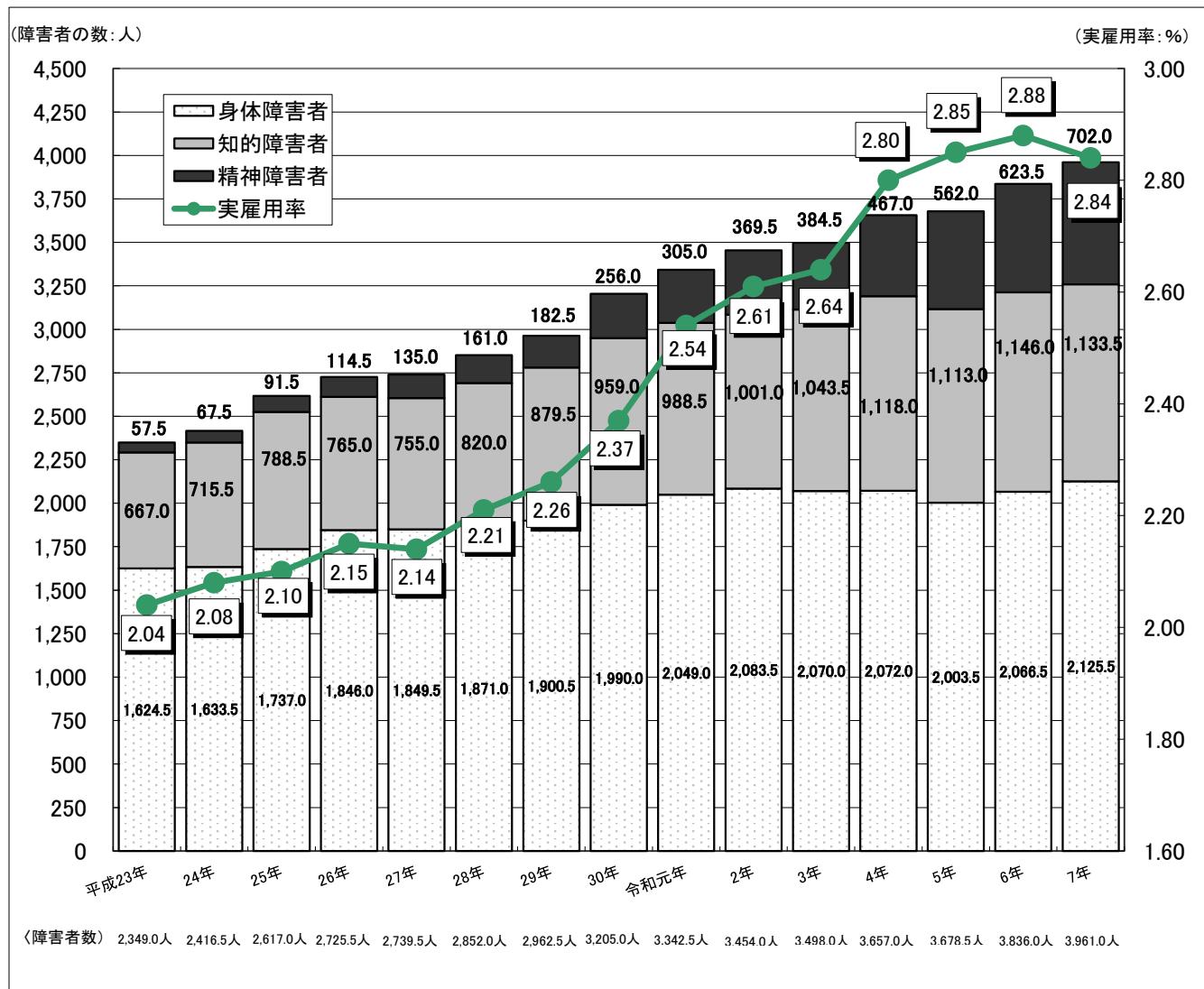
3. 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	5,572.5人 (4,858.0人)	164.0人 [127人] (114.5人)	2.94% (2.36%)	5/5 (2/5)	100.0% (40.0%)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。（長崎県においては長崎県教育委員会の1機関のみ）
- 5 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

図1 民間企業における障害者の雇用状況

●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1: 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模の企業）についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成23年～
令和5年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
重度以外の身体障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度以外の知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
重度以外の身体障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度以外の知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）
重度身体障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）
重度知的障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）
精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

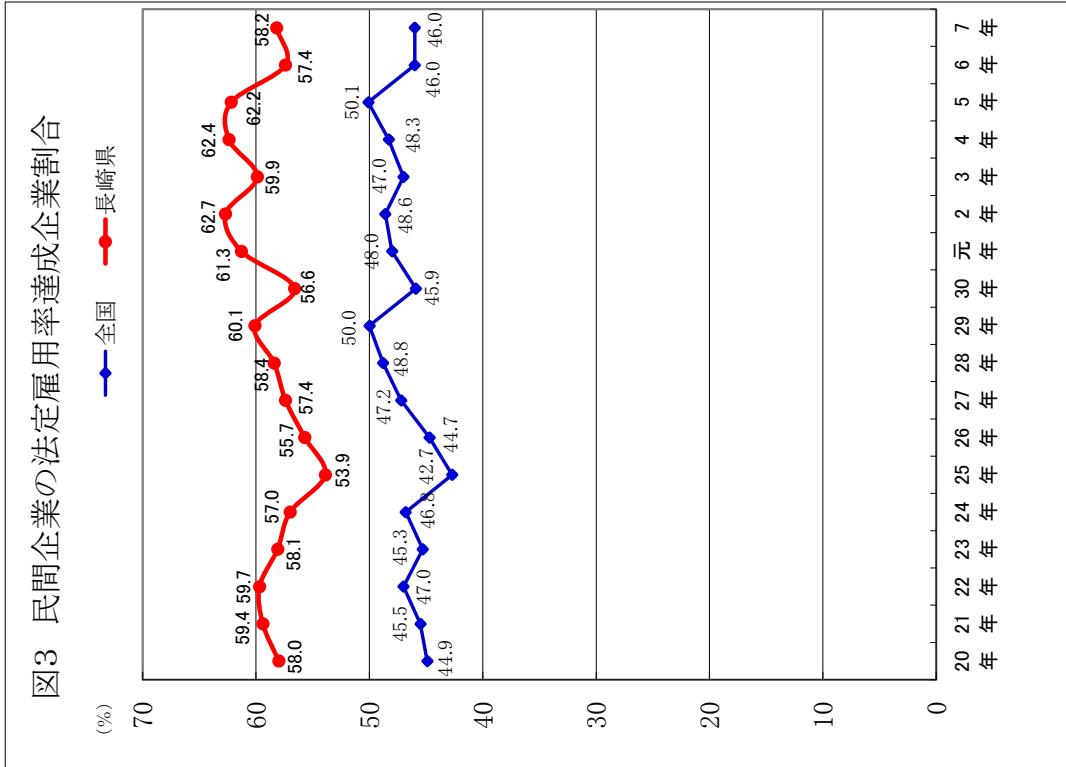
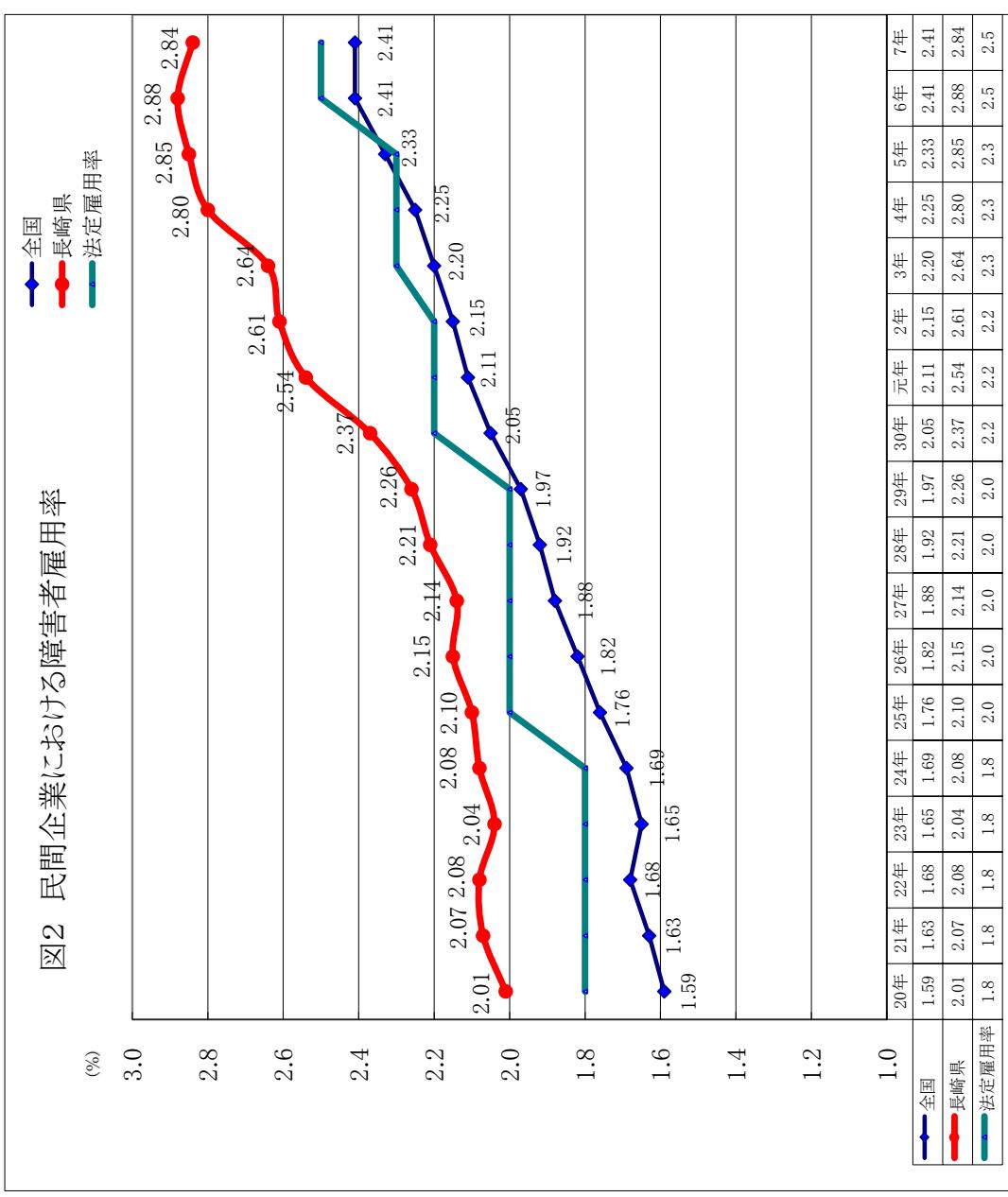
※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成29年までは2.0%、平成30年4月から令和2年までは2.2%、令和3年3月から令和5年までは2.3%、令和6年4月以降は2.5%となっている。



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | |
|---------------|---|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業) |
| | 特殊法人等 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が、10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率} 20\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \Rightarrow 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \Rightarrow 101 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \\
 \\
 & \text{除外率} 10\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \Rightarrow 506 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \Rightarrow 114 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \downarrow
 \end{aligned}$$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）	
(1) 概況	12
(2) 企業規模別の雇用状況	13
(3) 産業別の雇用状況	14・15
(4) 法定雇用率未達成企業における従業員規模別の 障害者不足数階級別割合	16
(5) 身体障害者の部位別雇用状況	17
2 地方公共団体における在職状況	
(1) 県等の機関（法定雇用率2.8%）	18
(2) 市町の機関（法定雇用率2.8%）	19
(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会（法定雇用率2.7%）	20
3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）	21

1. 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

(1) 植物

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	②法定雇用障害者			③障害者の数			④法定雇用率			⑤法定雇用率			⑥法定雇用率		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重複身体障害者及び重複知的障害者	C. 重度身体障害者及び重複知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 非精神障害者	F. 精神障害者	G. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者	H. 計	I. うち新規雇用分	J. うち新規雇用分	K. 造成企業の数	L. 造成企業の割合	M. 企業数	N. 67.9	O. 58.2
一般の民間企業	1,167	139,396.0	688	141	1,576	417	380	302	75	3,961.0	378.5	2.84	(276)	(334)	(397.0)	(2.88)	(652) (57.4)
一般の民間企業	(1,135)	(133,372.0)	(651)	(139)	(1,532)	(450)	(450)	(276)	(56)	(3,836.0)	(3,836.0)	(3,836.0)	(56)	(56)	(3,836.0)	(2.88)	(652) (57.4)

注1 2欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、通常労働者数から除外率相当数 (対象障害者が就業する事が困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種に

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身
について、足の左右に争って待てる数）を除いて方則判数である。

障害者である短時間労働者」及びG欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者及び重要知的障害者である短時間労働者」及びF欄の「精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

4 1欄の「うち新規登録分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

卷之三

障害者	新規	既存	新規	既存
身体障害者	g. うら新規 i. うら既存	g. うら既存 i. うら新規	g. うら新規 i. うら既存	g. うら既存 i. うら新規
身体障害者	h. うら新規 i. うら既存	h. うら既存 i. うら新規	h. うら新規 i. うら既存	h. うら既存 i. うら新規
身体障害者	h. うら新規 i. うら既存	h. うら既存 i. うら新規	h. うら新規 i. うら既存	h. うら既存 i. うら新規

注1 ①欄の「障害者の数」とは(2)(3)(4)f欄の計である。

2 ②③a 欄の重複障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f 欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
 3 ②③a 欄の重複以外の身体障害者及び知的障害者並びに②③c 欄の重複身体障害者、重複知的障害者及び②③d 欄の重複知的障害者については、1人

を0.5人に相当するものとしており、②③④ f 欄の数を算出するに当たる0.5カウントとしている。

5 ②③④ 感嘆の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

9 () 今日は節相 8 月 1 日 現在の数

算定基礎労働 者数	重度身体障害 者		重度以外身体 障害者		重度身体障害 者		重度知的障害 者		重度知的障害 者		重度知的障害 者		精神障害者		精神障害者		精神障害者	
	重度身体障害 者	重度身体障害 者短時間 者	重度以外身体 障害者	重度以外身体 障害者短時間 者	重度身体障害 者	重度身体障害 者短時間 者	重度以外身体 障害者	重度以外身体 障害者短時間 者	重度知的障害 者	重度知的障害 者短時間 者								
574.5	10	22	5	32	0	63.0	47	6	98	115	0	255.5	18	162	0	180.0	498.5	

（第五回）労働衛生A型事業所に該当するものとして報告された24事業所について集計を行ったもの。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	企業数	法定雇用障害者		重度以外の身体障害者及び重度知的障害者		重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者		精神障害者		重度身体障害者である短時間労働者		精神障害者		重度身体障害者及び精神障害者である特定短時間労働者		法定雇用率	
		①	②	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者となる労働者数	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 精神障害者	F. 精神障害者	G. 重度身体障害者である短時間労働者	H. 計	I. うち新規雇用分	J. うち新規雇用分	K. うち新規雇用分	L. うち新規雇用分	M. うち新規雇用分	N. うち新規雇用分
規模計	1,167 (1,135)	139,396.0 (133,372.0)	658 (651)	141 (139)	1,576 (1,532)	417 (450)	380 (334)	302 (276)	75 (56)	3,961.0 (3,836.0)	378.5 (397.0)	2.84 (2.88)	679 (652)	58.2 (57.4)			
40.0 ~ 100 人未満	723 (693)	43,146.5 (40,787.0)	180 (176)	33 (36)	432 (389)	118 (130)	105 (86)	88 (67)	15 (10)	1,084.5 (1,000.0)	119.0 (111.5)	2.51 (2.45)	399 (364)	54.8 (52.5)			
100 ~ 300 人未満	353 (358)	53,045.5 (50,832.0)	260 (259)	66 (66)	601 (619)	229 (228)	149 (132)	165 (157)	35 (24)	1,633.0 (1,618.0)	160.0 (191.0)	3.08 (3.18)	232 (242)	64.8 (67.6)			
300 ~ 500 人未満	50 (52)	16,910.0 (16,339.0)	77 (79)	10 (6)	202 (196)	20 (28)	51 (49)	16 (18)	7 (5)	446.5 (433.5)	42.0 (22.0)	2.64 (2.71)	26 (29)	52.0 (55.8)			
500 ~ 1,000 人未満	23 (24)	14,056.5 (13,993.0)	97 (94)	18 (20)	201 (206)	21 (24)	41 (38)	19 (14)	7 (5)	487.0 (480.5)	31.0 (41.0)	3.46 (3.43)	17 (12)	73.9 (50.0)			
1,000 人以上	8 (8)	12,237.5 (11,421.0)	44 (43)	14 (11)	140 (122)	29 (40)	34 (29)	14 (20)	11 (12)	310.0 (294.0)	26.5 (31.5)	2.53 (2.57)	5 (5)	62.5 (62.5)			

注 1 (1) ①の表と同じ。

② 障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数		重度身体障害者		重度以外の身体障害者		重度身体障害者		重度以外の身体障害者		重度身体障害者		重度以外の身体障害者		重度身体障害者		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 重度身体障害者	f. 計	g. うち新規雇用分	h. うち新規雇用分	i. うち新規雇用分	j. うち新規雇用分	k. うち新規雇用分	l. うち新規雇用分	m. うち新規雇用分	n. うち新規雇用分	o. うち新規雇用分	p. うち新規雇用分	
規模計	3,961.0 (3,836.0)	527 (516)	115 (110)	164 (822)	859 (79)	31 (26)	2,125.5 (2,066.5)	127.5 (135.0)	131 (135)	26 (29)	717 (710)	253 (271)	4 (3)	1,133.5 (1,146.0)	97.0 (103.5)	380 (334)	40 (27)	702.0 (623.5)
40.0 ~ 100 人未満	1,084.5 (1,000.0)	139 (132)	25 (25)	46 (51)	250 (221)	46 (4)	580.0 (537.5)	30.5 (47.5)	41 (44)	8 (11)	182 (168)	72 (79)	1 (1)	308.5 (307.0)	29.0 (32.0)	105 (86)	88 (67)	196.0 (155.5)
100 ~ 300 人未満	1,633.0 (1,618.0)	220 (222)	52 (54)	345 (349)	92 (90)	15 (12)	890.5 (898.0)	56.5 (75.5)	40 (37)	14 (12)	256 (270)	137 (138)	3 (2)	420.0 (426.0)	37.5 (42.0)	149 (132)	165 (132)	322.5 (294.0)
300 ~ 500 人未満	446.5 (443.5)	62 (60)	10 (8)	111 (109)	7 (8)	2 (2)	249.5 (240.0)	20.0 (16.0)	15 (19)	0 (0)	91 (87)	13 (20)	0 (0)	127.5 (135.0)	11.0 (8.0)	51 (49)	16 (18)	69.5 (68.5)
500 ~ 1,000 人未満	487.0 (480.5)	65 (62)	14 (14)	91 (92)	12 (12)	2 (3)	242.0 (237.5)	9.0 (8.0)	32 (32)	4 (6)	110 (114)	9 (12)	0 (0)	182.5 (190.0)	9.5 (11.5)	41 (38)	19 (14)	62.5 (53.0)
1,000 人以上	310.0 (294.0)	41 (40)	14 (11)	62 (51)	7 (18)	3 (5)	163.5 (153.5)	11.5 (10.0)	3 (3)	0 (0)	78 (71)	22 (22)	0 (0)	95.0 (88.0)	10.0 (6.0)	34 (29)	14 (20)	51.5 (52.5)

注 1 (1) ②の表と同じ。

(3) 産業別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定届出報告者数の算出の基礎となる労働者数	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 軽度知的障害者	F. 軽度身体障害者	G. 重度身体障害者である短時間労働者	H. 計算者、重度知的障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	I. うつ病新規届出分	④ 病障者の数	⑤ 病障率 H : ② × 100	⑥ 法定届出率 達成企業の割合
			企業	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 病障者の数	④ 病障率 H : ② × 100	⑤ 病障率 H : ② × 100
産業計	1,167	139,396.0	658	141	1,576	417	380	302	75	3,961.0	378.5	2,84	67.9	58.2
	(1,135)	(133,372.0)	(651)	(139)	(1,532)	(450)	(334)	(276)	(56)	(3,836.0)	(397.0)	(2,88)	(652)	(57.4)
建設業	72	5,625.5	32	2	41	0	6	0	0	113.0	7.0	2.01	37	51.4
	(57)	(4,379.0)	(26)	(1)	(32)	(0)	(3)	(0)	(0)	(88.0)	(8.0)	(2.01)	(26)	(45.6)
製造業	195	23,338.5	128	8	306	16	71	9	9	662.5	50.5	2.84	122	62.6
	(195)	(23,158.5)	(126)	(7)	(300)	(27)	(52)	(8)	(6)	(635.5)	(46.0)	(2.74)	(109)	(55.9)
情報通信業	23	2,303.5	14	0	9	1	5	0	0	42.5	3.0	1.85	9	39.1
	(22)	(2,245.5)	(12)	(0)	(8)	(0)	(5)	(1)	(1)	(38.5)	(3.0)	(1.71)	(9)	(40.9)
運輸業、郵便業	68	7,977.5	42	5	97	7	8	4	1	202.0	5.0	2.53	39	57.4
	(61)	(6,977.0)	(38)	(5)	(99)	(9)	(9)	(2)	(1)	(196.0)	(20.5)	(2.81)	(35)	(57.4)
卸売業、小売業	157	18,447.0	52	15	178	55	56	25	11	411.0	48.5	2.23	74	47.1
	(161)	(19,175.0)	(53)	(12)	(185)	(54)	(41)	(30)	(10)	(406.0)	(26.5)	(2.12)	(77)	(47.8)
金融業、保険業	7	840.0	1	1	6	0	1	0	0	10.0	0.0	0.0	1.19	2
	(7)	(864.0)	(2)	(1)	(5)	(0)	(2)	(0)	(0)	(12.0)	(1.0)	(1.0)	(1.39)	(2)
不動産業、物貿易業	10	812.0	3	0	2	0	4	0	0	12.0	0.0	0.0	1.48	5
	(9)	(723.5)	(2)	(0)	(5)	(0)	(4)	(0)	(0)	(13.0)	(0.0)	(0.0)	(1.80)	(4)
学術研究、専門・技術サービス業	30	2,893.0	9	0	14	2	6	1	1	40.5	2.5	1.40	12	40.0
	(34)	(2,990.0)	(10)	(0)	(14)	(1)	(4)	(0)	(0)	(38.5)	(2.0)	(1.29)	(11)	(32.4)
宿泊業、飲食服务业	39	3,424.0	10	3	31	10	14	3	3	94.5	8.0	2.75	25	64.1
	(40)	(3,629.0)	(13)	(7)	(34)	(34)	(20)	(1)	(1)	(114.5)	(14.5)	(3.16)	(27)	(67.5)
生活関連サービス業、娯楽業	26	4,821.0	21	4	73	14	11	5	0	142.0	3.5	2.95	15	57.7
	(26)	(4,766.0)	(21)	(3)	(67)	(20)	(12)	(5)	(4)	(141.0)	(15.0)	(3.02)	(15)	(57.7)
教育、学習支援業	32	2,938.0	11	1	13	4	1	2	44.0	10.5	1.50	10	31.3	(34.5)
	(29)	(2,715.0)	(13)	(0)	(14)	(1)	(5)	(1)	(1)	(47.0)	(2.5)	(1.73)	(10)	
医療、福祉	374	48,803.0	254	88	616	254	158	221	41	1,738.5	205.5	3.56	248	66.3
	(365)	(45,415.5)	(250)	(88)	(592)	(255)	(148)	(191)	(29)	(1,686.0)	(213.5)	(3.71)	(250)	(68.5)
複合サービス事業	18	4,887.0	29	4	62	6	7	10	2	145.0	6.0	2.99	13	72.2
	(19)	(4,973.0)	(27)	(4)	(55)	(4)	(10)	(5)	(0)	(130.0)	(6.0)	(2.61)	(11)	(57.9)
サービス業	93	10,231.0	45	9	102	26	30	12	5	258.5	25.5	2.53	55	59.1
	(88)	(9,479.5)	(40)	(10)	(97)	(33)	(28)	(13)	(3)	(246.0)	(38.0)	(2.60)	(55)	(62.5)
その他の産業	23	2,075.0	7	1	26	2	3	0	0	45.0	3.0	2.17	13	56.5
	(22)	(1,971.5)	(8)	(1)	(25)	(2)	(1)	(0)	(0)	(44.0)	(0.5)	(2.23)	(11)	(50.0)

1 (1) ①の表と同じ。
その他の産業には、「農林漁業」、「砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」が含まれる。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 重度身体障害者	f. 計	g. うち新規雇用分	h. うち新規雇用分
	障害者の数	障害者の数	障害者の数	障害者の数	障害者の数	$a×2+b+c+d+e)×0.5$	f. 計	g. うち新規雇用分
産業計	3,961.0 (3,836.0)	527 (516.0)	115 (110)	859 (822)	164 (179)	31 (26)	2,125.5 (2,066.5)	127.5 (157.0)
建設業	113.0 (88.0)	28 (22)	2 (1)	36 (28)	0 (0)	0 (0)	94.0 (73.0)	2.0 (6.0)
製造業	662.5 (635.5)	102 (99)	6 (4)	153 (143)	6 (11)	3 (2)	367.5 (351.5)	17.5 (20.0)
情報通信業	42.5 (38.5)	14 (12)	0 (0)	9 (8)	1 (0)	0 (1)	37.5 (32.5)	2.0 (2.0)
運輸業、郵便業	202.0 (196.0)	39 (35)	5 (4)	80 (82)	5 (6)	0 (1)	165.5 (159.5)	2.0 (13.5)
卸売業、小売業	411.0 (406.0)	42 (44)	10 (7)	95 (98)	31 (32)	5 (5)	207.0 (211.5)	17.0 (9.5)
金融業、保険業	10.0 (12.0)	1 (2)	1 (1)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	9.0 (10.0)	0.0 (0.0)
不動産業、	12.0 (13.0)	3 (2)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	8.0 (9.0)	0.0 (0.0)
物品質食業	40.5 (38.5)	8 (9)	0 (0)	11 (11)	2 (1)	0 (0)	28.0 (29.5)	0.0 (2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	94.5 (114.5)	7 (12)	3 (3)	10 (14)	4 (5)	0 (0)	29.0 (43.5)	1.0 (6.0)
宿泊業、	142.0 (141.0)	18 (19)	4 (3)	33 (32)	6 (9)	0 (2)	76.0 (78.5)	1.0 (5.0)
飲食サービス業	44.0 (47.0)	11 (13)	1 (0)	13 (14)	4 (1)	1 (1)	38.5 (41.0)	8.0 (1.5)
娯楽業	1,738.5 (1,686.0)	182 (181)	70 (73)	291 (274)	17 (88)	17 (11)	775.0 (758.5)	62.0 (68.0)
教育、	145.0 (130.0)	27 (25)	4 (4)	35 (28)	2 (1)	0 (0)	94.0 (82.5)	2.5 (2.0)
学習支援業	258.5 (246.0)	41 (36)	8 (9)	67 (62)	19 (33)	5 (4)	169.0 (156.5)	11.5 (21.5)
医療、福祉	45.0 (44.0)	4 (5)	1 (1)	18 (18)	1 (1)	0 (0)	27.5 (21.5)	4 (4)
複合サービス事業	サービス業	その他の産業						

注 1 (1) ②の表と同じ。
その他の産業には、「農、林、漁業」、「航空、鉄道、陸上輸送」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」が含まれる。

(4) 法定雇用率未達成企業における従業員規模別の障害者不足数階級別割合

区分	①法定雇用率未達成企業数	② 不 足 数				③障害者の数が0人の企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人		
規模計	488 (100%)	376 (77.1%)	77 (15.8%)	21 (4.3%)	9 (1.8%)	5 (1.0%)	0 (0.0%)
40.0 ~ 100 人 未 満	329 (100%)	304 (92.4%)	25 (7.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	288 (87.5%)
100 ~ 300 人 未 満	126 (100%)	61 (48.4%)	40 (31.7%)	18 (14.3%)	5 (4.0%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)
300 ~ 500 人 未 満	24 (100%)	10 (41.7%)	10 (41.7%)	3 (12.5%)	1 (4.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500 ~ 1,000 人 未 満	6 (100%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)

(注) 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 身体障害者の部位別雇用状況

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別身体障害者数			※実人数	
区分		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 (91)	人 87 (158)	人 174 (158)	人 26 (28)	人 767 (773)	人 641 (602) (1,652)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。
() 内は令和6年6月1日現在の数値である。

(5) 産業別雇用状況

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別身体障害者数			※実人数	
区分		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	内部障害者	身体障害者
建設業	人 (2)	人 1 (2)	人 6 (2)	人 0 (0)	人 22 (21)	人 37 (26)
製造業	人 (9)	人 4 (41)	人 46 (41)	人 12 (11)	人 120 (122)	人 88 (75)
情報通信業	人 (3)	人 3 (2)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 11 (10)	人 8 (6)
運輸業、郵便業	人 (2)	人 1 (2)	人 9 (9)	人 1 (1)	人 56 (59)	人 61 (57)
卸売業、小売業	人 (5)	人 6 (5)	人 18 (18)	人 1 (1)	人 92 (91)	人 66 (71)
金融業、保険業	人 (1)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 4 (4)	人 4 (4)
不動産業、 物品質販賣業	人 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 3 (3)
学術研究、専門・ 技術サービス業	人 (1)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (5)	人 14 (15)
宿泊業、 飲食サービス業	人 (3)	人 3 (5)	人 4 (5)	人 0 (0)	人 10 (17)	人 7 (9)
生活関連サービス業、 娯楽業	人 (1)	人 0 (8)	人 7 (1)	人 0 (1)	人 24 (24)	人 30 (31)
教育、学習支援業	人 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 17 (16)	人 13 (13)
医療、福祉	人 (57)	人 62 (59)	人 67 (13)	人 11 (29)	人 291 (292)	人 212 (206)
複合サービス事業	人 (3)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 31 (30)	人 35 (25)
サービス業	人 (4)	人 4 (11)	人 12 (1)	人 1 (1)	人 67 (63)	人 56 (55)
その他の産業	人 (0)	人 0 (1)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 14 (14)	人 9 (10)

注 1 (5) ①の表と同じ。

注 1 (5) ①の表と同じ。
その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」が含まれる。

2. 地方公共団体の機関における在職状況

(1) 県等の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用率告者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 美園用率 $H \div (② \times 100)$	⑤ 法定雇用率達成機関の数 $H \div ② \times 100$	⑥ 法定雇用率達成機関の割合 $(⑤ \div ⑥) \times 100\%$
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者及び重複的障害者	C. 重度身体障害者及び重複的障害者	D. 重度身体障害者及び重複的障害者			
県等の機関	4 (4)	6,972.5 (6,333.0)	人 (46)	人 (5)	人 (56)	人 (14)	人 (31)	人 (5)	人 (1)
			41	4	50	13	36	6	0
			(46)	(5)	(56)	(14)	(31)	(5)	(1)

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率を乗じて得た数を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びG欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 A. C. E. F欄は1週間に所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、B. D. F欄は1週間に所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 1欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

5 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

6 長崎県産業団体は、県の機関ではなく、地方自治法第1条の3第B項によるところの特別地方公共団体(地方公共団体の組合)である。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数	④ 精神障害者の数	
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者			
県等の機関	184.5 (196.5)	人 (46)	人 (5)	人 (50)	人 (11)	人 (1)	人 (153.0)	人 (9.0)
		40	4	44	11	0	133.5	0.0
		(46)	(5)	(50)	(11)	(1)	(153.0)	(9.0)

注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④ f欄の計である。

2 ②③ a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③ f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上②③ d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④ e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④ f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

4 ②③の a欄及び②③④の c欄は1週間に所定労働時間が30時間以上の職員、②③の b欄及び②③④の d欄は1週間に所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③④ g欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

6 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	機関数	② 法定雇用障害者数の算定		③ 障害者の数		④ 実雇用率 H ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の割合 法定雇用率達成機関の数 ÷ 法定雇用率達成機関の数							
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者	D. 重度以外の身体障害者	E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間勤務職員	G. 重度身体障害者	H. 計					
市町の機関	26 (26)	16,506.0 (16,180.5)	100 (101)	2 (2)	177 (179)	7 (8)	87 (80)	7 (10)	4 (2)	478.5 (478.0)	36.5 (56.0)	2.90 (2.95)	22 (23)	84.6 (88.5)

注 2 (1) ①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数												
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 重度身体障害者	f. 計	g. うち新規雇用分										
市町の機関	478.5 (478.0)	100 (101)	2 (2)	167 (166)	6 (7)	2 (0)	373.0 (373.5)	22.0 (24.5)	10 (0)	1 (13)	0 (0)	10.5 (14.0)	1.0 (1)	87 (80)	7 (7.0)	2 (10)	95.0 (90.5)	13.5 (24.5)

注 2 (1) ②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会 (法定雇用率2.7%)

① 概況

区分	機関数	法定雇用障害者数	法定雇用障害者数			③障害者の数			④実雇用率 H ÷ ② × 100	⑤法定雇用率達成機関の数	⑥法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間勤務職員	G. 重度身体障害者である短時間勤務職員		
教育委員会	1 (1)	11,214.0 (9,264.5)	41 (45)	7 (7)	61 (60)	19 (20)	16 (21)	0 (0)	192.5 (200.0)	22.5 (7.5)	1.72 (2.16)
										0 (0)	0.0 (0.0)

注 2 (1) ①の表と同じ

② 障害別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 重度身体障害者である短時間勤務職員	f. 計	g. うち新規雇用分	h. 重度精神障害者である短時間勤務職員	i. 重度精神障害者である短時間勤務職員	j. 計
教育委員会	192.5 (200.0)	41 (43)	7 (7)	52 (55)	9 (13)	0 (0)	145.5 (154.5)	6.5 (5.0)	0 (2)	9 (0)	12.0 (7)
										6 (5)	6.0 (0)
									19 (21)	16 (21)	35.0 (33.0)
									0 (0)	0 (0)	10.0 (0.0)

注 2 (1) ②の表と同じ

3. 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 法定雇用率 H ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成法人の数
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 精神障害者		
地方独立行政法人等	5 (5)	5.572.5 (4.858.0)	人	人	人	人	人	164.0 (114.5)	5 (2)
			51 (43)	40 (25)	1 (1)	4 (3)	26 (17)	2 (0)	54.5 (14.0)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である危険労働者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 重度以外の身体障害者である危険労働者	f. 計	g. うち新規雇用分	h. 重度知的障害者	i. 重度知的障害者の知的障害者である危険労働者	k. 計
地方独立行政法人等	164.0 (114.5)	人	28 (22)	0 (0)	41 (37)	1 (3)	99.5 (84.5)	20.0 (8.0)	12 (2)	1 (1)	10 (6)
											35.0 (0)

注 1 (1) ②の表と同じ

公的機関の状況

(1) 県等の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	6,972.5	184.5	2.65	13.0	
長崎県	4,566.0	128.0	2.80	0.0	
長崎県交通局	260.0	3.0	1.15	4.0	
長崎県警察本部	504.0	17.5	3.47	0.0	
長崎県病院企業団	1,642.5	36.0	2.19	9.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況 (法定雇用率2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	16,506.0	478.5	2.90	5.0	
長崎市	3,683.0	107.0	2.91	0.0	特例認定あり（注4）
佐世保市	2,785.5	79.5	2.85	0.0	特例認定あり（注4）
島原市	489.0	12.0	2.45	1.0	特例認定あり（注4）
諫早市	1,375.0	40.0	2.91	0.0	特例認定あり（注4）
大村市	1,268.0	38.0	3.00	0.0	特例認定あり（注4）
平戸市	764.5	23.0	3.01	0.0	特例認定あり（注4）
松浦市	448.0	10.0	2.23	2.0	特例認定あり（注4）（注6）
対馬市	588.0	20.0	3.40	0.0	特例認定あり（注4）
壱岐市	688.5	24.0	3.49	0.0	特例認定あり（注4）
五島市	700.0	24.0	3.43	0.0	特例認定あり（注4）
西海市	588.5	17.0	2.89	0.0	特例認定あり（注4）
雲仙市	639.0	18.0	2.82	0.0	特例認定あり（注4）
南島原市	637.5	17.0	2.67	0.0	特例認定あり（注4）
長与町	247.0	9.0	3.64	0.0	
時津町	207.0	5.0	2.42	0.0	
東彼杵町	148.0	4.5	3.04	0.0	
川棚町	102.0	2.0	1.96	0.0	
波佐見町	157.0	4.0	2.55	0.0	
小値賀町	169.0	6.0	3.55	0.0	
佐々町	164.5	3.0	1.82	1.0	（注7）
新上五島町	239.0	6.0	2.51	0.0	
時津町教育委員会	55.5	1.0	1.80	0.0	
佐々町教育委員会	66.5	0.0	0.00	1.0	
新上五島町教育委員会	42.0	1.5	3.57	0.0	
大村市競艇企業局	191.0	6.0	3.14	0.0	
島原地域広域市町村圏組合	63.0	1.0	1.59	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 市町の機関において、職員数が36.0人未満であり、障害者の雇用義務の発生していない機関については、掲載していない。
- 6 松浦市においては、12月1日時点において、障害者の数12.0人。実雇用率2.67%。不足数0.0人となっている。
- 7 佐々町においては、10月1日時点において、障害者の数5.0人。実雇用率3.01%。不足数0.0人となっている。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
長崎市	長崎市教育委員会・長崎市上下水道局
佐世保市	佐世保市教育委員会・佐世保市水道局
島原市	島原市教育委員会
諫早市	諫早市教育委員会・諫早市上下水道局
大村市	大村市教育委員会・大村市水道局
平戸市	平戸市教育委員会
松浦市	松浦市教育委員会
対馬市	対馬市教育委員会
壱岐市	壱岐市教育委員会
五島市	五島市教育委員会
西海市	西海市教育委員会
雲仙市	雲仙市教育委員会
南島原市	南島原市教育委員会

(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

機関名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	11,214.0	192.5	1.72	109.5	
長崎県教育委員会	11,214.0	192.5	1.72	109.5	

注 (1) の表と同じ

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

法人名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,572.5	164.0	2.94	0.0	
国立大学法人長崎大学	3,356.0	97.0	2.89	0.0	
地方独立行政法人長崎市立病院機構	832.0	25.5	3.06	0.0	
長崎県公立大学法人	232.0	6.0	2.59	0.0	
地方独立行政法人北松中央病院	196.0	5.0	2.55	0.0	
地方独立行政法人佐世保市総合医療センター	956.5	30.5	3.19	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。